

福井県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和6年9月6日（金）午後1時30分～
- 2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館4階 研修室
- 3 出席者
委員：原田進男、此下美千雄、田辺喜代春、竹原正二、天谷菜海、田原大輔、坂口奈美、茅田照代
事務局：吉村書記長、頼本書記長補佐、津田書記長補佐、児玉書記、小竹原書記、長島書記、手賀書記
- 4 欠席者
委員：橋本恵美
- 5 会長あいさつ（略）
- 6 水産課長あいさつ（略）
- 7 議事録署名委員：田辺喜代春、竹原正二
- 8 議 事
 - (1) 協議事項
 - ・外来魚の再放流禁止に関する委員会指示の発令について
 - (2) 報告事項
 - ・福井県漁業調整規則の改正について
 - ・友釣り専用区の取扱いについて
 - (3) その他
 - ・議事録署名委員指名

原田会長：議事に入ります前に議事録署名委員を指名いたします。本日の署名委員は、田辺委員と竹原委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

・外来魚の再放流禁止に関する委員会指示の発令について

原田会長：それでは、議事に入ります。

協議事項であります外来魚の再放流禁止に関する委員会指示の発令について、事務局から説明を求めます。

事務局：それでは、資料No.1の外来魚の再放流禁止に関する委員会指示の発令について説明を始めさせていただきます。

まず、前回4月24日に開催しましたこの委員会と、あと意見交換会、午後には現地に行って意見交換会と現地視察をさせていただき、1年間を指示の有効期間とする外来魚の再放流禁止に関する委員会指示を発令するという事で、奥越漁協さんと最終合意をいたしました。

そこで、事務局で指示の案を作成し、県内の内水面漁業協同組合及び内水面総合センターに対して指示案の発令に関する意見照会を行いました。それが資料1-2、7月4日付で県内各漁協さんへ発出させていただいた意見照会の通知でして、この通知のさらに2枚目、別紙1（案）は、指示の文面がどういったものか伝えるために、他委員会指示の文面を参考に、こういうものを出す予定ですよという形でこの通知を出させてもらいました。

また、この別紙1の（案）を見ていただくと、この意見照会時においては、まだ発令日やその指示の期間など具体的なところが決まっていませんので、取りあえず日付の部分は〇〇とさせていただいて、別紙2によりこの指示の発令そのものが賛成か、反対か、どちらとも言えない、この委員会指示発令という行為に関して、何か組合として意見があったらこの欄に書いてくださいというような様式にしました。

この意見照会の結果を資料1-3に表としてまとめております。漁協ないし内水面の総合センターからの、賛否、意見、事務局回答というような構成になっております。全漁協及び関係団体から指示発令に関しては賛成との回答を得ました。

また、勝山市漁協、竹田川漁協、足羽川漁協、敦賀河川漁協の4漁協から意見が提出されまして、その全ての意見に対しては事務局で、表にあるような回答をさせていただきました。

まず勝山市漁協からは、先ほどつけた指示の文中、指示文の中に「公共用水面およびこれと連接一体を成す水面において、」の表現をもっと分かりやすくできなかつたというような意見がありました。これはコイヘルペスウイルスのKHVの委

員会指示の文面でも使用している表現であって、本体はすべからず指示が及ぶ範囲を指定する必要があるため、その指示の文言自体の修正は難しいかなと思いますが、ホームページ等周知の際にはかみ砕いた表現を用いて説明する予定です。

もう御存じかもしれませんが、一応補足として、この資料1-3、下のほうに、水産庁のホームページの抜粋にはなりますが、公共用水面とは、河川・湖沼等の公共の用に供されている水面のこと、ということで、水産動植物の採捕に関して、一般の使用に供されている水面であって、敷地の所有者など誰かの占有下にある水面は除くとされています。そのため、要は、誰でも採捕ができる環境にあれば、それが川とか湖も、ため池とかであっても公共用水面というのですが、例えば柵に覆われていて管理がされているとか、不特定多数の人が採捕できないという状況が整っているような場所、それが例えば同じため池であっても、そういう場所であれば公共用水面ではないというものです。そのため、この表現を直すことはできなくても、こういった説明は付していこうかなと思っています。

続いて、竹田川漁協のコクチバスのいるところでの被害状況、コクチバスやオクチバスなど外来魚はどのような状況で国内に入ったかが知りたいということで、指示本体に関わる質問や御意見ではありませんが、こういうことに関しては、記載のとおり資料、水産課で把握している被害状況ですとか、毎年どうしても中央省庁への要望活動等で関係漁協さんから意見照会をしておりますので、そういった水産課で把握している被害状況や環境省のホームページに記載されている状況などを抜粋して提供いたしました。

また、足羽川漁協からは、賛成の具体例として、ヤマメの増殖の障害になるから、この指示に対しては賛成ですというような具体例をいただきました。

最後に、敦賀河川漁協になります。敦賀河川漁協からは、KHVのように持ち出し放流の禁止はしなくていいのかという御意見をいただきました。この部分に関しましては、参考に、さらに一番後ろにつけておりますが、資料1-4に関係法令の抜粋を載せておまして、さらに裏、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、こちらの抜粋を見ていただくと分かりますが、そもそもコクチバスをはじめとする特定外来生物は、この法律で飼育とか栽培、保管、運搬というものが禁止になっておまして、この法律で担保できていない運搬を伴わない採捕した場所での放流、つまり「再放流」と呼んでいますが、それを禁止するための指示ですというような補足説明をさせていただいたところです。それで漁協さんのほうからは、そういうことなら分かりましたというような回答をいただきました。

以上、繰り返しにはなりますが、全関係機関において指示の発令は賛成（妥当）であり、合意形成はなされた段階になったと考えております。

そこで、指示の発令に係る留意点になります。

資料は、また資料1の1枚目のほうに戻ってください。

中段ぐらいに書いてありますが、委員会指示発令に係る留意点コクチバスの釣りのシーズンは既に開始されておりまして、現場の混乱を避けるために、事務局としては指示の発令期間を令和7年4月1日から令和8年3月31日にしたいと考えております。

具体的には、この2枚目についている指示の案文になります。公布は事務的な手続が完了次第なので、今ここは「9月」と書いてありますが、9月、遅くても10月ぐらいに出す予定です。ただ、第2、指示の期間が令和7年の4月1日から令和8年の3月31日、いわゆるこの指示の施行が4月1日から1年間と考えております。

指示の発令までは準備期間と捉えておりまして、まずは指示の周知に努めたいと考えています。チラシを漁協に配布するという方法ももちろんあるとは思いますが、例えばこの指示の内容を聞いていない、と言われたりすることもあるかなと思ひまして、この指示を知らなかったというような状況は避けたいので、例えばですが、FISHPASSのアプリの遊漁券の購入のページとかにバナーを載せてもらうといった、多くの人に確実に周知できる方法というのを考えております。

今後また、一番の関係漁協である奥越漁協とも相談しながら、こういう方法が一番遊漁者にとって周知できるのではないかとか、そういうのも決めていけたらなと思っておりますし、もし委員の皆様におかれましては、こういう方法があるのではないかとか、たくさんの方がいただけたらありがたいなと思っておりますので、この後でも御発言をお願いいたします。

次に、遵守状況の確認の方法、その検討ですね。少し前の委員会でも議論しましたが、そもそもこの委員会指示の役割は普及啓発であって、先ほども申し上げましたが、より多くの人に指示を周知させるということが現段階では第一と考えております。もちろん、ただ、あまりにも常習的に悪質な遊漁者がいた場合、取締りは必要になりますし、そういった事例が発生した場合にはどういう対応を取るべきかというのは、委員会でその都度審議して決定していきたいと考えております。

また、大前提として、何度も申し上げておりますとおり、採捕したコクチバスというものは、海釣りと同様に基本的に持ち帰ってもらう。ただ、有料にはなりますが、大野市のごみ処理施設への持込みも可能というお話でしたので、ただ、このやり方でもまた問題が出れば、先ほどの対応と同様に、委員会や関係機関で協議をしていけたらなと思っております。

最後に、委員会指示発令後の対応になります。

関係者で指示発令後の状況を報告し、対応策、具体的には、そのまま指示を継続させることができるのか、指示の内容を変更するのか、また、先ほど説明したような指示を発令した後に出た諸問題に対する協議を意見交換会で行っていきたいので、やはりその継続して指示を出す前だけではなく、出した後も関係漁協、特に奥越漁協さんや、前は御出席できませんでしたが、大野市漁協さんなんかと意見交換会を開催すべきかなと考えております。

また、指示発令直後のバス釣りの状況なんかも、全委員の皆さんの出席は難しいかもしれませんが、現地の確認ですとか、直接遊漁者の方への指示の周知の依頼もすべきではないかなと考えております。

事務局からの説明は以上になります。委員会指示の発令期間、施行期間、今後の対応について、御意見、御質問等よろしく願いいたします。

原田会長：事務局の説明が終わりました。この内容について、何か御意見、御質問はありますか。

田原委員：周知とかは、恐らく今ここに出されているようなやり方が主になると思いますけど、一番最後の、基本的に持ち帰ってもらって、有料にはなるけど処理してもらえるところがやっぱりなかなか難しそうかなというか。もう一つ言うと、福井県の場合はもう奥越漁協じゃなくて九頭竜ダムという結構限定された場所が対象になっているので、こういう方法が考えられるのですが、ほかの県だともっといろんな場所にバスが入っている場所があるので、なかなか多分こういう対応はできない。

反対に言うと、教えてもらいたいのは、他県ではどういうふうな、この一番最後の、周知は多分できると思いますが、具体的にこんな有効策とか何かやられているのですかね。

事務局：他県だとむしろ、回収ボックスを作って失敗したとか、そういう話ばかりなので、どうしても各自で持って帰ってもらわないともうどうしようもないというか。どこかで処理しようとする、まず不特定多数過ぎて予算もつかないというものもあるけど、例えば見切り発車で大きいボックスを作ったところで、活用されてないか悪用されているかのどっちかになる。この指示を出している県とかに聞くと、その出した後のフォローをあまり聞かないというか出しっ放しに近いので、それはどうなのかなと思っています。今回はむしろ大野市役所さんにこうなってもいいですよという感じでは言っていますけれど。基本的には海の時一緒で、持って帰ってもらわないと難しいかなという、むしろここに捨ててくださいと言うと、そこが帰り道ではないとか言われると、じゃあ、あそこにも、あそこにも、あそこにもと全員を平等に対応しようとする、かえって不平等さが生じてしまう感じがあり、私自身も回収ボックスを安易に作るべきではないとは思いますが、どうしてあげたら一番いいのかなtみお言うのが正直なところです。

田原委員：うん。多分、そこが一番どこも難しいところ。本当は、一つは、引き取ってはくれるというところまではきたので、あと何かもう一つあるとうまくいきそうな。

事務局：そうです。漁協も、奥越漁協の組合長は、例えばちょっとお金、引取り料みたいな感じで、漁協に持って来てもらったら引き取ろうかなとか、そういう話も言っていました。あまりに何百匹もそれが来ると毎日毎日その施設に行かないといけなくなるので、逆に安易に言ったら頼られてしまうというか困って。委員会もこの指示を発令して、どういうふうに皆さんが、意外と持って帰ってくれるのか、諦めて持って帰ってくれるのか、そもそも持って帰らなきゃいけないなら違うところに行こうと言って、持って帰ることがありきの人に来てくれるのか。ものすごく未知です。

すみません。答えになってないですけど、ほかの県に聞いても指示を出しっ放しという状況が多かったのです。

田原委員：いえ。そういうことですかね。

多分、全国それが現状だと、何かここの部分が一番、どうやったら。すみません、何か質問ですけど。

事務局：田原先生言われることは、前から課題があるということで抽出はしていますが、その解決策が見いだせないと委員会指示を出せないという話になるといつまでたっても出せないの、どっちを優先するかというふうなことになるので、やりながら、前回現地で話をしたときも、やってみていろいろ出てきた問題を解決する方向で行きましょうということで、取りあえず1年にして出してはどうかというふうな話になったと思うので。今、田原先生言われるようなことも、どういう状況になるのかというのを見極めて、またその解決策をこの中で検討していくようなことにしかできないのかなということですけど。

田原委員：多分一番最後の、基本的に持ち帰ってもらうということを周知して知ってもらうということがまず大事だと思うので、この部分を少し広く周知してもらって、最後のこれってやっぱり、これも新しいことですよね。県で、もちろん有料になるのですが、こういう一応体制というか受入れをちゃんとつくってこういう発令もしますよというの、これはちょっと僕は推してもいいと思うのですよ。もちろん有料になってどれだけ持ってくるかは別ですけど、やっぱりほかの県の場合も難しく、出しっ放しで全部現状よく分からんというのがあれだと思うので、なかなか難しいのですけど、こういうこともちゃんとしていますよというのは、僕は出してもいいのかなとか、ちょっと広めに言ってもいいのかなという気はします。

事務局：意見交換の場にも大野市役所さんなどを呼んでいましたが、大野市役所さんも今どれくらい来るか分からないから予算も立てられないという、本当に正直な話をされたので、逆に持込みが多ければ、こういう実績があるから何とか、例えば

できませんとか、お話の次の段階に行けるのですが、今はもしかしたらここ
がある意味でスタートというか、まず情報収集の段階というか材料集めかなとい
うふうには思います。

原田会長：ほかに何かありませんか。

田原委員：もう一つ、そのうまくいっているかどうかもやっぱりある程度判断してかなき
ゃならないですね。そこはどういうふうに見ていきますか。

事務局：一応今説明でも言っていたのですが、委員会指示、まずKHVのような歴史
が全くないものなので、やっぱり発令して切替えの前ぐらいにまた関係漁協や市
と集まって「この指示出てどうでした？」みたいな、そういう意見交換会をやっ
ぱり定例的にしていくのが最善かと。もうそれしか情報共有する場がないので。

もちろん、委員会指示出したら県とかに問合せの電話とかもあると思うので、
こっちで取りあえずその記録をまとめておいて、「こういう質問がありました」
「こういう問合せもありました」となりますし、逆を言えば、漁協さんに直接意
見を言う方もいらっしゃると思うので。だからこういう問題点があったから、こ
ういう質問があったときはどう対応すればいいとか、逆にこういう問題があっ
たから、指示そのものの表現をちょっと直したり、内容も場合によっては見直す
とか、それができるのが委員会指示なので。そこでこの指示の意味を探してい
かないのかなと。生息量が激減に減ったとか、そういうのはこの指示には求め
られないものなので、この指示が成功かどうかというのは、普及啓発を目的にし
た時点ですごく難しいのかなと思います。

田原委員：どれぐらい持って帰ってくれたのかって、つかめないかな。難しいよね。そん
な持って帰る人は多分…。

天谷委員：ごみ処理施設は大野市だけが書いてありますが、ほかのごみ処理施設は。

事務局：今回、コクチバスがこれだけたくさん量が取れるというの県内では九頭竜湖
に限定されているので、あくまでも施設として聞くのは、大野を所管している連
合の処理施設だけを聞いています。ほかの河川だと威縄の網に引っかかったとか、
釣りで取れたけど、その場合、数尾、1匹・2匹を漁協さんにみんな持ってきて
くれて、漁協さんの冷凍庫で保管して内水面センターに持ってこられるレベルな
ので、わざわざ処理施設を利用するということまで行ってない。逆を言えば、
行ったらもうこれアウトやと思うのですよ。あそこで止まってないということな
ので。今は九頭竜湖だけがそういう1匹、2匹のレベルじゃないという状況なの
で。

天谷委員：そうすると、九頭竜湖のバス釣りの人って県外の人が多いから、その人たちが
わざわざ大野市のごみ処理施設を探すしかない。

事務局：基本的には持ち帰って、各自治体に従って廃棄なりで対応する。

事務局：燃えるごみとか。

天谷委員：ああ、そういうことね。

事務局：食べるか廃棄です。

天谷委員：食べるか廃棄。

事務局：ただ、どうしてもそれを車とかで運びたくないなら、大野市のちっちゃい袋を買って捨ててねという。基本は持って帰って、食べなくても自分の家の燃えるごみ、家庭ごみの範疇になるかなと思うので。

天谷委員：それも書いてあるというか、書くのですよね。

事務局：まあ指示の周知のときには。例えば昔、ブラックバスのときもありましたが、キャッチアンドイートみたいなので、おいしく食べることもできます。調理後は各家庭の自治体に従って処理、処分してくださいとか。

事務局：大野市のここでしか捨てられないというわけじゃなくて、本当に大前提でどの自治体でも、家庭ごみなので持って帰ってくれていいのですが、前話したときに副組合長が、持って帰りたくないと言う人がいるっていうか、いわゆる九頭竜湖から自分のところに持って行きたくないと言ったので、そういうすぐ捨てられる場所として1個作ったと。

天谷委員：その回収ボックスを九頭竜湖のいろんなところに置くというのは無理だけど、またバスポートが戻ってくる場所って決まっているわけですよね。そこに1個だけ置くっていうのも駄目なのですか、回収ボックスを。

事務局：それはあくまでも民間の、副組合長ですが、その施設でやってくれるのであれば本当は一番効率的というか。帰ってきてそこで持ってきて、例えばそこで処分費としてお金を出して、副組合長が持って行ってくれると一番、それがありがたいですが…。民間の施設でするので…。

天谷委員：取りあえずそこに入れて。

事務局：それやと量が多過ぎて、副組合長は対応しきれないって言われたので。

天谷委員：そんなに釣れるんだ。

事務局：そのお客さんの利便性を図るかというようなサービスのところで、一袋にまとめたら幾ら幾らかなので、その重量当たりになると数百円とか分からないですけど、その分取って私がまとめて捨てに行きますみたいな、そういうサービスをしてくださるとありがたいのですが、それを前提にはなかなか話は進めるのも難しいから。

事務局：どうしても1人がハイシーズンで何十匹も取るのが何十点も出るから、それを一時保管だとしてもボート屋さんにはできないというふうに、少なくとも言われてしまったので、難しいというか。

事務局：その一方で、とてもおいしいという話があるので。

天谷委員：とてもおいしいというのは、やっぱり普及させたほうが早いのかな。釣っている人たちが。

事務局 : まあそうですね。お持ち帰りくださいって。

天谷委員 : 魚は、いろいろ食べられなくなっているから、タイの代わりに食べまじょうとか。

事務局 : もう食べてもらう。まあ泥抜きさえすればスズキみたいな。

天谷委員 : おいしいと思う。うん。

事務局 : あとは、何ですかね。協力金みたいなのを取るという方法もあるのかな、考え方としては。

事務局 : そうですね。有料ではないですけど。

事務局 : ポート出す人からは、例えば100円プラスで協力金、清掃協力金みたいな形で徴収して、それをその処理費用に充てるというふうなやり方はないではないですね。

事務局 : それは全然違法ではないので。それをしてくださいとは今、むしろここまで譲歩してもらった段階で言いづらいですけど。

事務局 : だから協力金払った人は、回収ボックス置いとくのでここに捨ててくださいと。回収ボックス利用する方は、要するに協力金払ってくださいという形かな。そういう形でお金を徴収して処理費用をそれで回すみたいな。回るかどうかはやっぱり量によりますけど。

事務局 : すごい取れるから毎日出しに行かなきゃいけない、忙しいとか言われてしまうと、代わりに事務局が行けるものでもないの。

田原委員 : でも反対に、それが駆除にうまく回っていくという一面もあるのなら、これからももしかしたらその仕組みが少し回せるのかなという。駆除で人を動員して、日当払ってやる分考えると意外と効率的に。

事務局 : 入れるだけなので。

天谷委員 : 外来魚の後始末というのは、管理ということにはならないのですか。漁場の管理ということにはならないのですか。

事務局 : 広く言えばなると思います。それこそ目標増殖量なんかにも、今外来魚にかけたお金を勘案しているの、その漁協の中で外来魚の駆除がそういうふうに漁場管理の一環やと思っていただければ、やっぱり多分管理委員会はみんな思っているからそういうふうに出るのですけど、漁協さんによっては、あくまで漁場管理は漁業権対象魚種やと思っている人らもいるのかもしれないとか、通知は何回もしてるのですけど、駆除費用だけやって思っているのか。でも、広く言えば駆除なのでですけどね、それも。

事務局 : 管理費に入れることはできると思うんですけど、そうすると組合の経費の中で見ていくという形になりますから、組合負担になるんですね。

遊漁料金をその分上げないと組合は見られないということになるので、協力金でもらうのか遊漁料金でもらうのかみたいな、そういう話になるのかなというふうに。

原田会長：そうやけど、簡単に組合員さんに任すと大変やで。

事務局：でも、漁協以外に現場で対応してもらえる方って基本的に、別に委託でもしない限り、委員会から委託でもしない限りないので、現場の組合の方が対応できる範囲内でやらざるを得ないのかなというふうに思います。そこで経費が、自腹切ってくれと言ったらそれはなかなか難しいので、その手当てというのを何らかの形でしないといけないのかなということかなと。

その辺も、発動するまでにしばらく時間があるのと、発動してからも順次その辺の問題を、想定していたのとずれが当然出てくると思いますので、その辺は修正しながらやってく。それこそ全国で成功事例ない中で、それがいきなり成功するというのはちょっと考えにくいので、やっぱり試行錯誤なのかなというふうには思っています。取りあえずやってみましょうということになったので、やりながら考えていくしかないのかなと思います。

原田会長：それぞれ大変貴重な意見が出ましたが、とにかく第1の指示の内容、そしてまた第2の指示の期間というのはこれでいいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

原田会長：では、これでやっていただくことにいたします。

いろいろ御意見が出ましたが、委員会指示の発令に係る事務局の事務の手続は事務局に一任し、今後も意見交換や現地の視察を実施した上で方針を決めるということでもいいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

原田会長：では、そういうことでやっていただきます。

ありがとうございました。

・福井県漁業調整規則の改正について

原田会長：続きまして、報告事項に移ります。

1つ目の報告事項である福井県漁業調整規則の改正について、事務局から説明を求めます。

事務局：次は、資料2の束を御覧ください。説明には、最初は資料2と資料2-2の新旧対照表を御覧いただけたらと思います。

現在、県では、福井県漁業調整規則の改正に向けた協議というのを実施しております。今後、本委員会においても審議していただくこと、また、協議段階においても本委員会の遊漁者代表委員の天谷委員と、本日御欠席ですが橋本委員には御意見をいただいておりますので、本日の委員会では現状の報告や情報の共有というものをさせていただこうと思っています。

それでは、改正の内容について説明いたします。

今年度、改正を予定していますのは、まず資料2に書いてあるとおりですが、(1)内水面に関する部分、(2)海面に関する部分、(3)全国的に一律で改正する部分、大きく分けてこの3つの種類があります。

まず、(1)の内水面に関する部分です。

規則ですと新旧対照表に抜粋が載っておりますが、規則第34条の禁止期間等という条において、水産動物と禁止期間、禁止区域というものを定めております。また、同条の第2項では卵の保護規定も定めております。

ここにおいて、1つ目が、内水面では、10センチ以下のアマゴ、「十一」というのと「十二」になっていますね。まず十一のほうです。10センチ以下のアマゴの通年採捕禁止、また、十二で、10センチ以上のアマゴの10月1日から翌年の1月31日までの採捕の禁止を規定しておりますが、そこを削除するというものです。その代わりに、サクラマスを含むヤマメの採捕の禁止期間及びそれらの卵の採捕禁止規定を新設します。また、15センチ以下のマスの通年採捕禁止、これは十八番です。また15センチ以上のマスの10月1日から翌1月31日までの採捕の禁止、また、さらには卵の採捕禁止を規定していますが、そこを削除するというものです。

次に、説明そのまま進みますが、海面に関する部分です。

同じく34条におきまして、今の部分、ちょっと下線がついてないのですけれども、ナマコについて、海面の部分なので下線はつけておりません。

6番、ナマコにつきまして、漁法による制限の緩和を同条第4項に新設します。

最後に、(3)全国的に一律で改正する部分として、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行と刑法等の一部を改正する法律の施行による部分、また、文言の適正化による部分というのを第35条から46条にかけて行うというものです。

そもそもなぜこのような改正が今必要になったかといいますと、経緯の部分に移ります。

資料2の中段のほうを御覧ください。

まず、本委員会に関係が深い(1)内水面に関する部分ですが、昨年の9月の漁業権一斉更新において、第五種共同漁業権の対象業種にアマゴを設定する漁協はなくなり、本県の在来種であるヤマメを漁業権魚種とする切替えというのが平成25年から順次行われてきたのですが、完全に昨年の9月で切り替わりました。

また、ニジマスについても、産業管理外来種の指定を受けて、その管理を適切に行うことが国から求められており、第五種共同漁業権魚種に設定する漁協もアマゴ同様に昨年の9月の一斉更新でなくなったところですが、また、ニジマス以外のます類については、かつては本県においてもヒメマスやカワマスを増殖してい

たこともありますが、現在では水産資源としての利用実態は特段ないという状況にあります。

一方で、県下全域で罰則もある調整規則にもかかわらず、本県の在来種であるヤマメやサクラマスとその産んだ卵を守る規定がなく、基本的には遊漁規則や行使規則、ホームページ等で皆さんにお願いをして保護するという、いわゆる保護規定はその程度にとどまっておりました。

そこで、ヤマメ、サクラマス及びその卵については、保護する規定を新設するとともに、利用実態及び積極的に保護する必要のない業種であるアマゴとマスの保護規定を削除する改正を行いたいというものです。

次に、海面に関する部分ですが、参考に説明させていただきます。

ナマコに関しては、従来からマナマコを指して運用していました。ただ、この区別を明確にするために、底引き網漁業で漁獲されるオキナマコを除外するための変更になります。

また、この変更も(3)の全国的な変更と関係がありますが、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に掲げている特定水産動植物というのに、アワビ、ナマコ、また令和7年12月からそこにしらすうなぎも追加になりますが、そこで定義されているナマコというものが全てのナマコ類を指していることから、この定義におけるナマコと調整規則におけるナマコの相違をなくす必要があるため、第4項に、底引き網により漁獲されたナマコを除外させるというような記載を、新旧対照表ですと2枚目の部分、第4項、新設となっておりますが、そこで追加するというようなものになります。

最後に、3番の全国的に一律で改正する部分につきましては、大本の先ほど言った法律の改正は完了しており、一部施行は先になるものもあるのですが、調整規則には、漁業者が理解できるように、漁業者等が理解できるように確認的に記載しているために、そこを形式的に改正するというもので、罰則ですとか、本体の法律に全部規定されているけど、附属していつも調整規則にもリンクさせていたというようなものです。

今後の手続ですが、資料は別紙2-3になります。カラーの横のものです。漁業調整規則の制定及び改正の流れというふうに書いております。

任意手続と法定手続という区分に分かれています。現在は水産庁と、①事前協議のうちの改正理由書本体のやり取りを行っております。特に内水面に関する部分については、漁業関係者である漁協、また、遊漁関係者である内水面漁場管理委員会の遊漁者代表委員2名、また、行政関係者として漁場が隣接する岐阜県、試験研究機関として内水面総合センターに対して、改正に伴う支障の有無を、意見照会というものを実施したところですが、もう9割ほど、ほとんど回答はいただいております。

今後、事前協議が終了した段階で、水産庁から、②番の改正理由書の完成に係る通知をいただき、法定手続に移ります。そこでは内水面漁場管理委員会へ諮問を行います。諮問は、うまくいけば12月頃を予定しておりまして、来年度に改正した福井県漁業調整規則を公布、施行ということになります。

以上が、簡単ですが、調整規則の制定及び改正に伴う流れと、そもそもの調整規則の改正に係る情報提供となります。

説明は以上です。

原田会長：資料2に基づき説明が事務局より終わりました。何かこれに対して御質問ありますか。

ありませんか。

ないようですと、事務局からの説明がありましたが、今後も手続きがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

・友釣り専用区の取扱いについて

原田会長：続きまして、2つ目の報告事項であります友釣り専用区の取扱いについて、事務局から説明を求めます。

事務局：資料は、「資料3」と書いてある1枚ものを御覧ください。

本日は御欠席となっておりますが、前回の委員会で橋本委員より、アユの友釣り専用区におけるほかの魚種の採捕、すなわち、アユ以外をアユ友釣り専用区で遊漁することができるのかという、そういった話題提供がございました。そのときに事務局も県内の漁協の遊漁規則を持ち合わせていなかったこともあり、回答ができなかったというような状況です。

そこで、委員会終了後にアユの友釣り専用区を設置している漁協の組合長、また事務局に対して、今回このようなトラブルがある漁協の管内で生じたということ、また、各漁協の遊漁規則の記載内容を確認して、その記載内容に対する解釈、記載内容から伝わる解釈、こういうふうなものですというのを伝えた上で、実態、漁協として専用区における採捕の可否に対する考えですとか今までのトラブルの有無について聞き取りを行いました。そこでまた、漁協としての考えと記載の解釈とにずれがある場合は、正しくそこが伝わるように今後是正をするというものです。

取りあえず聞き取りの結果が下の表のとおりになっております。友釣り専用区を設けている漁協において、遊漁規則における記載内容というものを左から2列目、記載内容ということで、該当部分の規則の抜粋になります。そして、その記載における解釈、一番右の列には漁協におけるトラブルの有無ですとか、そういった事例に対する考え等を聞き取りしてまとめました。また、下から2行目、足

羽川漁協に関しては、友釣り専用区というものの自体は遊漁規則には載ってないですが、専用区を設置したいということで検討していて、試行期間としてSNS等で、お願いベースですが、実施していましたので、併せて聞き取りの対象としました。

この表の見方ですが、例えば中部漁協さんですと、遊漁規則の第3条、漁具・漁法の制限、遊漁期間という部分、その条に友釣り専用区に関する記述がありません。さらに、その第2項の後半部分に専用区そのものに関する記載、該当部分があるため、全てを載せるには長過ぎてこの表の中には入り切らなかったのも、ちょっと分かりやすく抜粋をしました。簡単に言うと、表に掲げられた区域において、その期間中、アユは友釣り以外の漁法はしてはいけないというものでした。ただ、中部さんについては、モクズガニの採捕も専用区では禁止ですという記載がありました。

次に、勝山市漁協さんですと、すごく分かりやすく、皿川と滝波川では、友釣り以外のアユの漁法である空かけ釣りですとか投網、脇投げ網の遊漁はしてはならないというものでした。

続いて、大野、日野川、足羽川はSNSだけですけど、こういうふうに設定しましたのでお願いしますというような形ですね。で、耳河川というふうになっております。

ここに書いてないところは一応規則上には書いてないということで、もしかしたら試行的にあるかもしれないのですが、今の段階の遊漁規則には載っていませんでした。

今回、聞き取りを行った全ての漁協において、遊漁規則の記載内容からの解釈としては、アユについては友釣り以外の漁法は禁止、中部のみモクズガニに制限はありましたが、ほかの魚種、特に今回問題としていました溪流魚に関する制限というものはどこもありませんでした。すなわち溪流魚の遊漁は可能というものです。

また、漁協としても、他の魚種の採捕が禁止という認識もなく、トラブルも生じていないというのが答えでした。したがって、今すぐ規則の修正を要する漁協というものもありませんでした。

しかし、橋本委員から御指摘があったように、他の組合員、いわゆる監視活動をされている組合員の方によっては間違った認識を持っている場合があるため、取りあえず、まずは改めて理事会や総会等で、こういう事例があったので間違った監視活動につながらないようにという周知徹底をしていただくようお願いしました。

また、遊漁規則本文には、この記載内容という部分を見ていただくと分かるのですが、「友釣り専用区」という言葉、表現はありません。

ただ、ホームページ等では規則の内容イメージしやすいように「友釣り専用区」というような、例えばマップがあって色がついていたり、また、こういった遊漁規則を変更認可する際には総会で組合の方に御説明すると思うのですが、この文言を一度に説明しても分かりにくいということもあって、「友釣り専用区を設置します。場所はどどこです」というような説明になっているということがありまして、どうしても「専用」という言葉がつくと今回のようなトラブルにつながりかねない、すなわちアユしか採捕できないと思われる可能性があるのではないかというのを実は此下委員からもそういう御意見をいただきました。

なので、今後、一応漁協としてはそういうつもりはないけど、こういったトラブルが続けば、該当漁協に対してホームページとかそういったところでの表現についても修正をお願いしていくべきかと思えますし、それでもつながらなければ、一度指導というふうな形につながっていくのかなと思います。

また、友釣り専用区の取扱いのように、こういった話題提供等ありましたら、その場で解決はできなくても、事務局で調べたりしてよりよい漁場の利用調整を委員会で協議していきたいと思えますので、その際はよろしくお願いします。

事務局からの報告は以上です。

原田会長：ただいま事務局より友釣り専用区の取扱いについて説明がありました。何かこれに対して質問はございますか。これは橋本委員からの質問やな。

事務局：はい。

原田会長：本人さん来とらんから、文書で送ってください。

事務局：はい。

原田会長：これはあんまりどこの漁協でもトラブルにはなつとらんと思うけどな、利用しとつても。時期もまた違うしね。

事務局：そうですね。サクラマス釣りがきちっと仕分されているので、重なることはないようにしていますので。

原田会長：溪流は大体2月ぐらいから始まるけれども、うちの場合、2月1日頃から、8月で区切りやから。

田原委員：雑魚で重なることもないということですね。

事務局：重なることもあるところはあるのですが、やっぱり組合の方からはタモ釣りのさおが出ているとちょっと遠慮して違う場所に移動したり、トラブルにならないようにお互いがしてるから、事務局とかまではそういう声が上がって来てないと言われたので、聞き取りしたら「そんなことあったの？」みたいな感じになってしまったのですが。

原田会長：溪流ではないけど、サクラマスになるとあるところは重なるかも分からん。

事務局：上流のほうとか。

原田会長：うちらは溪流、本流だけやで、アユは。溪流いうたって、そんなごっつい山のほうではアユは。大体溪流やで。

事務局：でも、ヤマメ釣りとかだと。

原田会長：それは溪流や。

事務局：え？ 本流ではやる人いないのですか。

原田会長：本流ではない。本流で放流しとらん。溪流ばかり。

事務局：あと大野市漁協さんとか奥越漁協さんとかだとかぶってくる可能性はありますよね。

此下委員：大野はかぶっています。真名川でヤマメ放していますが、その場所でアユ釣りもしています。

事務局：横で溪流釣りしている人もいるのですか。

此下委員：はい。いますよ、たまに。期間が長いんですね、溪流のほうは。今言うように。そんなにけんかになるようなことはないみたいです。

原田会長：そうすると、アユ釣り友釣りしとるのに溪流、ルアーで釣つとる人もおるんや。

此下委員：溪流で私見たのは、チョロ虫とか何かの虫やね。虫を使つての流し釣りですの
で、そんなに。

原田会長：またトラブルにならんか。

此下委員：ルアーでしているのとはまた違いますので、本流については。

事務局：奥越のほうはちょっと重なるけど、逆にホームページとかで何か仕分をすごく伝えているというか。暗に規則でここです、ここですとは分けてないけど、「こっちがアユです」とか「こっちが溪流です」と道しるべを先につくっているとは言われました。別に強制力はないけど、こっちのほうがいいよみたいな感じで事前に交通整理はしているというふうなお話でした。

原田会長：この部分で何か御質問ありますか。

田原委員：釣り人のほうが勘違いしている。

事務局：そうです。それがもしかしたらあるのかもしれないので、ホームページのその「専用区」という言葉が、もしかしたら漁協というよりか釣り人さんが入っちゃいけないなって思っ
て。

田原委員：思っ
て、何か自然と分かれていっている。だけど、雑魚も年券じゃなくて遊漁料払っている人にはちゃんと。

事務局：権利はあるというか。

田原委員：あるので、何か漁協内というより、むしろ釣り人が勘違いしちゃうようなほう
があれなのかなというふう
に。

事務局：これ今、漁協に返すんやっ
たっけ。

事務局：漁協にもう返してあります。

事務局 : ああ、返してある。じゃ、その表示方法とかについては誤解の生じないようにみたいな話は。

事務局 : ただ、「友釣り専用区」って書いたほうが分かりやすいよねと言われると。

事務局 : そうそう。「友釣り専用区」って書くけど、要するに、別に溪流釣りを制限するものはございませんというような注釈をちゃんとつけてあげるとか、そういうふうな話が。

事務局 : 分かりました。ちょっと注釈については、

事務局 : 誤解を招かないようにということで。

事務局 : はい。該当漁協に、注釈がもし可能であればホームページ等で伝えていただくように指導します。

原田会長 : これは今までにもお客さんでトラブルになった事例あるんけ。

事務局 : いや、うちも聞いてない。

事務局 : 私もないです。

事務局 : うちまで上がってきた事例はないです。橋本委員がそんなことを言われた。確かにそういうのはあり得る話ではあると思ったので、それで改めて。

此下委員 : ないですよ。私は聞いていません。

原田会長 : 釣り人はみんな紳士やでな。

此下委員 : そうです。

事務局 : なるべく制限はかけないほうが良いと思うのですけどね。

此下委員 : うん。そうや。そうそう。

原田会長 : うん、そうですね。

事務局 : 遊漁料収入とかそういったところにも関係してきますので、本当に必要最小限だけ制限をかけるというふうに考えたほうが良いかなというふうに思います。

原田会長 : いろいろな意見が出ましたが、特にないようだと報告事項を終わらせていただきます。

・その他

原田会長 : 最後に、その他に移ります。まず、事務局から説明をお願いします。

事務局 : その他ということで資料4を御覧ください。

報告というか、ちょっとおわびという形になってしまうのですが、前回の委員会、4月24日の委員会での諮問内容の修正について、一部御説明をさせていただきます。

前回の委員会では、4漁協からの遊漁規則の変更認可に関する諮問がありまして、その変更内容を説明いたしました。委員会で内容を審議し、遊漁を不当に制

限するものではなかったことから、変更後の遊漁規則を認可することが妥当であると県へ答申いたしました。

しかし、日野川漁協の申請内容の一部、具体的にはアユルアー及びリールを使用できる区間を事務局が誤って認識しておりまして、委員会では本来の区間よりも短い区間で説明を行ってしまいました。

委員会が終了後にこのことに気づきましたが、アユルアー及びリールを使用できる区間を新設して遊漁者の増加を図るという規則を変更する趣旨が変わらないということ、また、本来であれば、再度委員会において審議を図る、もしくは書面で皆様の同意を得るとということが最善ではございましたが、アユの漁期が迫っていたということから、現場での混乱を避けるためにやむを得ず、再度委員会の審議には諮らずに変更認可手続を行い、このような後日の報告というふうにさせていただきました。

具体的な場所の変更は、下の表になります。

説明では、この規模の欄に日野川の鯖江大橋というふうな説明をしたと思います。つまり、日野川の鯖江大橋よりも下流がアユルアー及びリールを使用できる区間ということで、鯖江まで、ちょっと狭い区間の説明をしましたが、正しくは万代橋ということで越前市のほうまで延びていきました。

実は、一番初めに日野川漁協さんと部分的なアユルアーの開放区をつくりたいのだというような相談を受けまして、漁協の役員さんたちといろいろ私のほうで協議をして、初めての試みだし鯖江大橋ぐらいにしておきましょうかというようなお話だったのですが、その後の理事会のほうで、そんないい取組するならもっと広い区間にすべきだと方針が変わっていたということで、そのことを私がちゃんと認識もせずに申請書の細部までの確認をちょっと怠ってしまいまして、このように間違った区間での説明をしてしまいました。本当に申し訳ございません。

ただ、公告等手続は全部完了しまして、今、遊漁規則として変更後の遊漁規則は、万代橋までアユのルアーとリールが使用できるようにはなっております。

私からの説明は以上です。

原田会長：修正変更ですね。ということになりますので、よろしく願いをいたします。

ほかに何かございませんか。

田原委員：ちょっとお知らせですけど、私が所属している応用生態工学会福井という勉強会というか、県内の研究者とコンサルでやっている学会があるんですけど、今日もコクチバスのお話が出ましたが、11月15日の金曜日の午後に県内の水系の外來魚、特にコクチバスを中心とした苦情とか実態とか、そういったことのシンポジウムの開催予定をしています。

場所は県立大の永平寺キャンパスで、琵琶湖博物館の方に琵琶湖の状況とか、あとダム湖でのコクチバスの駆除状況なども基調講演してもらえますし、あと内

水面センターから九頭竜湖の駆除状況、あと国交省の福井事務所から、環境DNAを使って九頭竜川水系でどういったところで出ているかというような速報のこと、あと京都の木津川、ここもコクチバスが蔓延しているのですが、そこでの駆除活動のやり方等をいろいろ発表してもらおうというシンポジウムを予定しています。今、チラシがまだ間に合っていないので、今回お配りすればよかったですけど、できたら事務局のほうに送るので、あとまた皆さん委員の方にもぜひ御周知ください。

県内、あといろいろ、中池見のアメリカザリガニの駆除とか九頭竜川水系のミズワタクチビルケイソウ、これ県立大学でやっている先生がいるので、九頭竜川での今の繁殖状況とか広がり状況のような、コクチバスを中心とした外来生物のシンポジウムを予定していますのでぜひ、ウェブでも参加できるように準備していますので、またチラシできたら皆さんに配付しますのでよろしくお願ひします。

以上です。

原田会長：先生、14日？

田原委員：11月の15日です。

原田会長：ああ、ほうや。連合会の全国大会やな。

田原委員：そんな大きなやつが。

できれば、ウェブでやるので録画が多分できると思うので、後から見られるようにもちょっとお願いしておきます。

原田会長：先生、頼む。

田原委員：はいはい。

事務局：私も多分参加すると思うので、あれやったらまた皆さんにどんなやったかも。

田原委員：そうですね。

事務局：あと、田原先生いるので。

田原委員：そのときに、ここの今の福井県から、このコクチバスの委員会指示が出るよということ、これ9月のあれなのでもう言っても大丈夫？

事務局：多分、どんなに遅くても10月には発令。

事務局：もう発令している状態だと思います。

事務局：一応4月1日から有効期間、効力を発揮するのですが、発令はしているので大丈夫だと思います。

田原委員：そうですね。もしあれだったら僕のほうから、何かまた打合せしてもらって、せっかくのあれなので、北信越を中心に全国から参加されるので、こういったことで福井県もちゃんと動いているよということをぜひPRできればと思いますので、よろしくお願ひします。

事務局：ありがとうございます。

原田会長：ほかに何か、その他ありませんか。

ないようですと、以上をもちまして委員会を終了いたします。

御苦労さまでございました。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和6年 月 日

福井県内水面漁場管理委員会

会 長

議事録署名員

委 員

委 員